

神奈川県営発電所（相模発電所ほか 10 箇所）の電力受給に係る仕様書

1 適用

この仕様書は、神奈川県企業庁（以下「企業庁」という。）が所有する相模発電所ほか水力発電所 10 箇所で発電する電力の受給に適用する。

2 業務内容

(1) 概要

企業庁は、次項に掲げる発電所で発電する電力のうち、一般水力発電所については、発電所内の消費電力を除いた全ての電力を買受人に供給するものとする。揚水式発電所については、発電及び揚水等にかかる電力は買受人に帰属するものとし、買受人は、揚水式発電所の揚水動力及び所内電力として必要な電力を買受人の負担において企業庁に供給するものとする。

また、買受人は、公募時に提案した内容を誠実に履行するものとする。

(2) 対象

一般水力発電所

発電所名	相模発電所	津久井発電所	道志第1発電所	道志第2発電所	道志第3発電所
所在地	相模原市緑区	相模原市緑区	相模原市緑区	相模原市緑区	相模原市緑区
発電形式	ダム式	ダム水路式/水路式	ダム水路式	ダム水路式	水路式
最大出力	31,000kW	25,000kW	10,500kW	1,050kW	1,000kW
発電所運用に係る制約事項	ダム運用に係る制約あり	時季毎の下流放流量による制約あり	ダム運用に係る制約あり	時季毎の下流放流量による制約あり	河川維持放流量確保のために取水量に制限あり

発電所名	道志第4発電所	愛川第1発電所	愛川第2発電所	早川発電所	柿生発電所
所在地	相模原市緑区	愛甲郡愛川町	愛甲郡愛川町	足柄下郡箱根町	川崎市麻生区
発電形式	水路式	ダム式	ダム式	水路式	水路式
最大出力	59kW	24,200kW	1,200kW	2,900kW	680kW
発電所運用に係る制約事項	道志第2発電所の運転に付属	ダム運用に係る制約あり	時季毎の下流放流量による制約あり	河川維持放流量確保のために取水量に制限あり	川崎市浄水場の取水量に付属

揚水式発電所

発電所名	城山発電所
所在地	相模原市緑区
発電形式	純揚水式
最大出力	250,000kW
発電所運用に係る制約事項	上池・下池水位及び送電線に係る制約あり

ア. 城山発電所の揚水用

最大電力 290,000 (kW)

イ. 各発電所の最大出力は、企業庁の都合により変更となる場合がある。

3 期間及び電力量

(1) 電力受給期間

令和6年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(2) 目標受給電力量

ア 対象のうち一般水力発電所について、契約期間の目標受給電力量を別紙1に示す。ただし、一般水力発電所は気象状況等により受給電力量が変動するため、目標受給電力量を保証するものではない。

イ 目標受給電力量と実際の受給電力量に差が生じた場合においても、買受人はその全量を購入するものとする。

ウ 揚水式発電所の受給電力量及び揚水電力量は、買受人の運用による。

(3) 過去1年間の30分毎の発電所別受給電力量実績（令和4年度）

本公募の参加資格を有すると通知された者に提示する。

(4) 過去10年間の発電所別月別受給電力量実績

別紙2に示す。

4 一般水力発電所

(1) 発電見込み

ア 作成

一日の運転パターン及び電力量予測値（以下「発電見込み」という。）は、企業庁が作成する。

イ 通知

企業庁は、発電見込みを前日（午前10時頃）までに通知する。これ以外の通知内容や通知方法は、企業庁と買受人との協議により定める。

(2) 発電の停止及び制限

企業庁は、発電見込みの通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限し、また、発電見込みを変更できるものとする。なお、企業庁は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努める。

ア 当該発電所の施設、設備の故障

イ 災害等が発生又は発生するおそれがある場合

ウ ダム管理者及び利水者からの要請

エ 水道用原水として取水する河川の流量変動

オ 水難事故等の発生による、警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等からの要請

カ 発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請

キ 一般送配電事業者からの要請

ク 一般送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障

ケ 電力ひっ迫に伴うピークシフトなど社会的要請

コ 電力広域的運営推進機関の指示等

5 揚水式発電所（以下「城山発電所」という。）

（1）運転

城山発電所の発電・揚水に係る運転は、年間を通して 24 時間、買受人からの任意の指示に基づき行うものとする。ただし、（6）及び別紙 4 に示す発電停止見込み時を除く。

運転指示の方法等については、企業庁と買受人との協議により定める。

（2）城山発電所詳細データ

本公募の参加資格を有すると通知された者に提示する。

（3）企業庁への電力供給

買受人は、揚水に必要な電力及び城山発電所の所内電力を買受人の負担において企業庁に供給するものとする。

所内電力の供給期間は 3（1）電力受給期間と同期間とし、過去実績を別紙 3 に示す。

（4）降雨運転・試運転

降雨による上池水位の上昇により、発電運転を行うことがある。また、発電・揚水運転が一定期間行われない場合、設備維持を目的とした試運転（発電・揚水）を行う。買受人は、この発電電力の受給及び揚水電力の供給を行うこと。試運転の実施時期については、企業庁と買受人との協議により定める。

（5）一般送配電事業者からの運転指令

企業庁は、容量市場において城山発電所を、調整機能を有する電源として登録していることから「余力活用に関する契約」を一般送配電事業者と締結する予定である。買受人の計画策定により、ゲートクローズ後に余力があると一般送配電事業者に判断された電力容量について、一般送配電事業者から企業庁に直接運転指令されることがある。

（6）発電及び揚水運転の停止及び制限

企業庁は、次の事由等により発電及び揚水運転を停止又は制限できるものとする。なお、企業庁は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努める。

ア 当該発電所の施設、設備の故障

イ 災害等が発生又は発生するおそれがある場合

ウ 大雨等による下池水位上昇（発電時）

エ 大雨等による上池水位上昇（揚水時）

オ ダム管理者及び利水者からの要請

カ 水難事故等の発生による、警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等からの要請

- キ 発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
- ク 一般送配電事業者からの要請
- ケ 一般送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障
- コ 電力広域的運営推進機関の指示等

(7) 停電電力量の決定

城山発電所は年間固定額とするため、前項イからコ以外により買受人の任意に運転できない場合の停電電力量を算定し、電力料金から減額する。買受人の責とならない事由により、1時間以上にわたり設備停止又は発電力を抑制した場合の停電電力量の決定は次によるものとし、特別の場合は別途協議する。また、次項で定める年間許容停電電力量を超えないもの及び追加停電電力量は停電の対象としない。

ア 設備停止の場合

$$\text{設備最大出力} \times \text{停電継続時間}$$

イ 発電力を抑制した場合

$$\text{設備最大出力} \times \text{抑制継続時間} - \frac{\text{抑制継続時間中における実績発電電力量}}{\text{設備最大出力}} \times \frac{\text{設備最大出力}}{\text{運転可能出力}^{\ast}}$$

※当該時点の水位において発電機が完全な場合に発電し得る最大出力

(8) 年間許容停電電力量

城山発電所の点検（定期・臨時）及び修繕等（以下「定期点検等」という。）における停止として、年間許容停電電力量を別紙4に示す。

ただし、別紙4に併せて示す追加停電電力量については、原則として年間許容停電電力量に含めない。

6 設備の定期点検等に伴う発電停止

企業庁は、設備の機能を維持するために、定期点検等により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業庁は発電停止期間を買受人へ事前に通知することとする。ただし、送配電線の停電及び発電設備の事故若しくは設備の不具合により緊急に作業を行うため予期せぬ発電停止をする必要がある場合には、速やかにその内容を通知する。企業庁は、発電停止時間の短縮に努めるものとする。

7 設備の更新及び修繕に伴う発電停止

設備の更新及び修繕（以下「設備の更新等」という。）に伴う発電停止見込みを別紙4に示す。停止期間、停止時期の詳細については、設備の更新等の受注者と協議の上決定し、買受人に通知する。設備の更新等にあたって、企業庁は可能な範囲において、定期点検等を同時に行うなど、発電停止時間の短縮に努

めるものとする。

8 容量市場の取扱い

(1) 容量市場収入の取扱い

企業庁と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により企業庁が得る収入については、この受給契約による収入との精算は行わない。

(2) 容量市場の契約内容

本公募の参加資格を有すると通知されたもので、希望するものに提示する。

(3) 容量市場に係る企業庁の対応業務への協力

買受人は、電力広域的運営推進機関と企業庁との容量確保契約に基づき、企業庁に課されるリクワイアメント（容量提供事業者に求められる要件）及びアセスメント（リクワイアメントの達成状況の確認・評価）について理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うこと。

(4) 実受給期間中の経済的ペナルティ

買受人の責により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生した場合、その容量市場の経済的ペナルティは、買受人が負担するものとする。その算定については企業庁と買受人との協議により定める。

(5) 余力活用に関する契約

企業庁は、容量確保契約約款により容量提供事業者（企業庁）が調整機能を有する電源（城山発電所）について、容量市場のリクワイアメントを達成するため、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結する予定である。

買受人は、調整力提供者として一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結し、企業庁と一般送配電事業者との契約から余力活用に関する契約を滞りなく切り替えるものとする。詳細については協議するものとする。

9 電力料金

(1) 電力料金の算定

買受人が企業庁に支払う毎月の電力料金は次で定める算定方法による。

ア 一般水力発電所

当該月の受給電力量に契約単価を乗じた額とし、消費税及び地方消費税相当額を加えた額を電力料金とする。

イ 城山発電所

年間固定額の12分の1の額とし、端数については3月の電力料金により精算する。各月の金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(2) 電力料金の支払

ア 企業庁と買受人は、毎月の初めに速やかに前月分の月間受給電力量及び料金算定上必要な事項を確認することを原則とする。

イ 企業庁は（１）により算定された電力料金を、毎月、納付期限を記載した納入通知書により買受人に通知し、買受人は、納付期限までに企業庁へ支払うものとする。

ウ 買受人は自己の責めに帰すべき理由により、納付期限までに料金を支払わない場合は、その延滞日数につき所定の遅延利息を企業庁へ支払うものとする。

エ 企業庁と買受人は、各年度の受給開始前に電力料金の支払に関する日程について協議し、年間スケジュールを作成するものとする。

オ 納付期限が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第 12 号）第 1 条に定める神奈川県の休日になるときは、その翌日を納付期限とする。

（３）城山発電所の停電による電力料金の減額

５（７）による停電電力量の年間累計が、５（８）による年間許容電力量を超過した場合（以下、その超過分を「超過停電電力量」という。）は、超過停電電力量 1 kWh につき次の計算式で算定された単価を乗じて得た金額（1 円未満の端数金額は切り捨て）を年度末に 9（１）で算定した電力料金から控除するものとする。

超過停電電力量単価

$$\frac{\text{年間固定額（城山発電所分）}}{250,000\text{kW} \times 365 \text{日} \times 24 \text{時間}} \quad (\text{円/kWh})$$

（４）一般送配電事業者からの運転指令に基づく精算

５（５）により城山発電所が運転した場合、水位回復に係る揚水計画及び指示を買受人が行うこと。企業庁は、５（５）による発電運転指令時の水位回復に要する揚水動力費を精算する。ただし、買受人は通常行っている最適な価格により揚水計画を立てること。

ただし、８（５）により、余力活用に関する契約が、買受人と一般送配電事業者との契約に切り替わった場合はこの限りではない。

10 その他

（１）託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本仕様書に定めた電力受給期間において電力受給が行えるよう、買受人の負担で必要な契約を締結しなければならない。

（２）取引用計量器からの通信線等の接続

買受人の希望により発電所内に設置した取引用計量器から通信線を設ける場合、あるいは計量器等を設ける場合は、事前に企業庁の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、電力受給期間満了後又はこの契約を解除し

た場合は速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置及び撤去等に係る費用は全て買受人の負担とする。

また、企業庁が取引用計量器に通信設備等を接続する場合、買受人は双方が通信できるよう協力するものとする。

(3) 契約期間満了時における引継事務

買受人は、この契約の電力受給期間満了又は解除があった場合には、次に企業庁と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(4) 城山発電所上池水位

電力受給期間終了時の上池水位は、電力受給期間開始時以上の水位とすること。

(5) 守秘義務

買受人は、本業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、買受人は、契約図書及び業務関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。

(6) インバランス対応

買受人がインバランスに関する対応（バランスンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

(7) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出その他手続き全ては、買受人が行うものとする。

(8) 環境価値

本契約には、非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）を含むものとする。ただし、城山発電所より供給する電力には、環境価値は含まない。なお、環境価値に関する法令等に改正があった場合は、その取扱いについて協議するものとする。

(9) 発電側基本料金

経済産業省において検討されている発電側基本料金が本プロポーザル公告後に導入された場合は、併せて国が示すこととしているガイドライン等に基づき、企業庁及び買受人が発電側課金の転嫁に係る契約変更の協議を契約締結後に行うものとする。

(10) 法令等の遵守

本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守する。

(11) 運用申合書の作成

本契約に関する運用については、企業庁及び買受人は双方協議して定めるものとし、買受人が運用申合書を作成する。

(12) 疑義の決定等

本仕様書の各条項に疑義が生じた際には、企業庁及び買受人は双方協議し、定めるものとする。

(13) 提案事項の計画

買受人は、提案事項の実施について企業庁と協議を行い、実施計画書を作成するものとする。

(14) 提案事項の実施報告

買受人は、提案事項の実施状況について、その内容が確認できる書類を年1回提出すること。ただし、企業庁から指示があった場合は、その都度提出するものとする。

(15) 提案事項の不履行による契約等解除

提案事項の履行状況が著しく不相当と認められる場合には、契約等を解除する場合がある。

以上

目標受給電力量

[令和5年4月27日訂正版]

令和6年度

(1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	8,816	8,903	9,702	11,496	11,497	12,885	13,470	9,760	8,057	6,860	6,039	8,212	115,697
津久井	7,687	8,920	8,255	9,895	9,187	10,573	10,186	7,784	6,097	5,073	4,464	6,586	94,707
道志第1	1,802	1,803	2,161	2,707	2,546	3,116	2,681	1,121	567	235	214	1,156	20,109
道志第2	553	601	566	586	587	549	546	543	582	552	497	581	6,743
道志第3	221	187	223	317	274	327	371	232	150	95	97	195	2,649
道志第4	25	26	26	27	27	26	26	25	26	25	23	28	310
愛川第1	7,670	8,503	7,758	7,501	6,720	6,781	4,582	2,283	3,464	3,918	4,119	5,575	68,874
愛川第2	620	699	679	681	664	662	431	258	318	332	367	500	6,211
早川	578	642	675	928	714	773	796	542	466	334	161	546	7,155
柿生	305	317	320	322	341	326	287	268	294	281	270	302	3,633
一般水力計	28,277	30,601	30,365	34,460	32,557	36,018	33,376	22,816	20,021	17,665	16,251	23,681	326,088

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

令和7年度

(1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	8,816	8,903	9,702	11,496	11,497	12,885	13,470	8,133	8,057	6,860	6,039	8,212	114,070
津久井	7,687	8,920	8,255	9,895	9,187	10,573	10,186	7,784	6,097	5,073	4,464	6,586	94,707
道志第1	1,802	1,803	2,161	2,707	2,546	3,116	2,681	1,121	567	61	214	820	19,599
道志第2	553	601	566	586	587	549	546	543	582	552	497	412	6,574
道志第3	221	187	223	317	274	327	371	232	150	95	97	195	2,689
道志第4	25	26	26	27	27	26	26	25	26	25	23	20	302
愛川第1	7,670	8,503	7,758	7,501	6,720	6,781	4,582	2,283	3,464	3,918	4,119	5,575	68,874
愛川第2	620	699	679	681	664	662	431	258	318	332	367	500	6,211
早川	578	642	675	928	714	773	488	0	0	0	0	229	5,027
柿生	305	317	320	322	341	326	287	268	294	281	270	302	3,633
一般水力計	28,277	30,601	30,365	34,460	32,557	36,018	33,068	20,647	19,555	17,197	16,090	22,851	321,686

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

令和8年度

(1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	8,816	8,903	9,702	11,496	11,497	12,885	13,470	9,760	8,057	6,860	6,039	8,212	115,697
津久井	7,687	8,920	8,255	9,895	9,187	10,573	10,186	7,784	6,097	5,073	4,464	6,586	94,707
道志第1	1,802	1,803	2,161	2,707	2,546	3,116	2,681	523	0	0	0	634	17,973
道志第2	553	601	566	586	587	549	546	543	582	267	248	581	6,209
道志第3	221	187	223	317	274	327	371	232	150	95	97	195	2,689
道志第4	25	26	26	27	27	26	26	25	26	12	11	28	285
愛川第1	7,670	8,503	7,758	7,501	6,720	6,781	4,582	2,283	3,464	3,918	4,119	5,575	68,874
愛川第2	620	699	679	681	664	662	431	258	318	332	367	500	6,211
早川	578	642	675	928	714	773	796	542	466	183	322	546	7,165
柿生	305	317	320	322	341	326	287	268	294	281	270	302	3,633
一般水力計	28,277	30,601	30,365	34,460	32,557	36,018	33,376	22,218	19,454	17,021	15,937	23,159	323,443

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

年度計

(1000kWh)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3ヵ年平均
相模	115,697	114,070	115,697	115,155
津久井	94,707	94,707	94,707	94,707
道志第1	20,109	19,599	17,973	19,227
道志第2	6,743	6,574	6,209	6,509
道志第3	2,649	2,689	2,689	2,676
道志第4	310	302	285	299
愛川第1	68,874	68,874	68,874	68,874
愛川第2	6,211	6,211	6,211	6,211
早川	7,155	5,027	7,165	6,449
柿生	3,633	3,633	3,633	3,633
一般水力計	326,088	321,686	323,443	323,739

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

契約期間平均目標受給電力量	323,739	(1,000kWh)
---------------	---------	------------

※公募型プロポーザル募集要領3ページに記載の「3 参加資格(2)」に示す参加要件となります。

受給電力量実績

別紙2-1

平成25年度 (1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	9,444	6,225	7,526	6,509	6,082	9,090	14,835	11,509	7,326	6,132	6,189	13,671	104,538
津久井	8,278	6,760	6,875	6,301	5,999	7,406	11,110	5,415	3,193	4,421	4,156	14,229	84,143
道志第1	2,740	919	2,396	886	87	97	2,254	3,411	504	222	91	3,645	17,252
道志第2	655	692	640	699	660	510	433	178	0	0	262	414	5,143
道志第3	321	98	257	138	73	214	386	443	171	72	121	631	2,925
道志第4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8
愛川第1	8,644	8,538	9,097	7,819	9,781	5,087	1,754	3,431	2,499	1,966	3,600	6,808	69,024
愛川第2	668	790	744	691	746	631	237	440	291	233	308	602	6,381
早川	794	489	941	1,006	405	566	1,045	657	443	168	0	398	6,912
柿生	351	364	355	344	363	349	357	346	360	318	248	328	4,083
一般水力計	31,895	24,875	28,831	24,393	24,196	23,950	32,411	25,830	14,787	13,532	14,975	40,734	300,409

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

平成26年度 (1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	10,718	8,891	15,160	11,228	9,431	9,234	14,538	8,832	7,636	5,372	0	6,638	107,678
津久井	10,813	9,755	13,758	10,525	7,534	7,110	11,249	4,577	3,012	3,002	4,781	6,175	92,291
道志第1	3,704	2,484	4,828	3,055	1,986	2,050	1,544	7	1,448	184	66	282	21,638
道志第2	579	649	467	497	590	527	401	425	520	561	458	646	6,320
道志第3	368	212	504	460	243	273	548	263	184	133	133	246	3,567
道志第4	24	29	21	22	27	23	16	20	19	24	20	30	275
愛川第1	10,572	10,605	8,543	8,340	4,306	4,901	3,631	1,529	3,022	4,214	3,161	6,601	69,425
愛川第2	768	804	757	788	581	642	438	190	370	297	251	503	6,389
早川	780	558	1,042	545	317	376	1,048	476	623	495	244	659	7,163
柿生	320	330	328	333	326	311	330	313	322	296	268	294	3,771
一般水力計	38,646	34,317	45,408	35,793	25,341	25,447	33,743	16,632	17,156	14,578	9,382	22,074	318,517

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

平成27年度 (1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	9,483	7,465	7,707	15,759	10,773	16,244	10,972	7,885	7,590	6,517	7,394	8,853	116,642
津久井	9,179	7,352	5,724	14,272	8,815	14,806	8,747	5,780	2,982	936	3,119	7,344	89,056
道志第1	3,085	1,715	1,752	3,266	2,908	5,786	2,525	0	17	53	887	1,618	23,612
道志第2	464	558	533	574	594	526	418	333	511	467	325	553	5,856
道志第3	311	146	154	479	305	536	309	11	0	0	0	256	2,507
道志第4	21	22	22	24	27	23	17	13	19	17	13	21	239
愛川第1	9,660	8,767	6,162	8,603	4,833	9,156	3,812	1,507	1,686	1,642	4,657	4,644	65,129
愛川第2	695	772	717	744	582	719	391	196	205	194	367	432	6,014
早川	844	573	498	1,364	707	1,621	812	581	535	308	473	792	9,108
柿生	296	330	398	397	410	384	260	245	384	261	231	372	3,968
一般水力計	34,038	27,700	23,667	45,482	29,954	49,801	28,263	16,551	13,929	10,395	17,466	24,885	322,131

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

平成28年度 (1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	8,446	7,932	6,601	6,810	9,731	15,772	9,672	6,993	7,487	5,697	5,125	5,432	95,698
津久井	7,544	8,024	5,613	5,301	8,679	15,193	7,466	2,488	1,923	1,317	1,229	3,695	68,472
道志第1	2,516	2,247	1,020	789	844	2,303	866	172	83	0	57	190	11,087
道志第2	573	612	607	601	610	398	141	533	573	605	487	612	6,352
道志第3	215	118	75	91	264	634	365	153	177	137	36	70	2,335
道志第4	22	25	26	26	23	16	1	22	23	26	24	27	261
愛川第1	8,479	10,726	7,607	8,373	7,555	7,881	3,593	1,472	1,697	1,750	4,743	8,233	72,109
愛川第2	723	803	655	661	671	634	447	186	200	204	442	617	6,243
早川	769	883	543	425	438	1,401	1,243	644	777	312	416	441	8,292
柿生	394	406	405	419	408	393	401	373	329	394	372	404	4,698
一般水力計	29,681	31,776	23,152	23,496	29,223	44,625	24,195	13,036	13,269	10,442	12,931	19,721	275,547

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

平成29年度 (1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	7,625	6,393	5,925	5,396	10,058	8,290	14,322	13,904	7,065	6,272	5,138	11,381	101,769
津久井	4,110	5,460	5,640	5,476	7,838	5,570	6,251	8,231	2,618	1,838	1,998	10,330	65,360
道志第1	1,294	813	328	333	164	14	1,861	4,384	0	0	0	2,347	11,538
道志第2	511	613	602	551	417	538	503	428	88	87	15	476	4,829
道志第3	188	65	53	49	254	190	406	365	0	0	0	313	1,883
道志第4	20	25	25	18	15	23	19	18	3	4	1	22	193
愛川第1	3,718	5,955	11,943	10,710	4,137	3,551	3,810	4,498	1,898	1,776	4,955	6,549	63,500
愛川第2	385	667	679	742	565	529	325	557	247	198	354	518	5,766
早川	1,178	465	255	160	497	630	1,273	726	399	260	273	1,055	7,171
柿生	336	404	395	406	408	394	383	360	372	380	347	382	4,567
一般水力計	19,365	20,860	25,845	23,841	24,353	19,729	29,153	33,471	12,690	10,815	13,081	33,373	266,576

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

平成30年度

(1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	8,491	10,453	7,923	11,116	15,881	17,851	15,064	8,103	7,198	5,794	5,017	6,550	119,439
津久井	7,788	12,190	6,491	8,673	14,452	16,811	12,794	6,729	6,205	3,642	3,824	3,636	103,236
道志第1	2,477	3,558	1,893	3,126	4,404	5,615	0	0	0	0	0	113	21,186
道志第2	485	476	495	530	549	425	202	456	471	535	416	642	5,683
道志第3	230	326	187	284	608	566	516	140	51	27	13	72	3,020
道志第4	19	19	22	21	22	20	9	18	21	23	19	31	242
愛川第1	8,272	12,974	5,988	6,612	9,814	9,104	5,760	1,531	1,699	7,028	5,590	3,096	77,468
愛川第2	666	793	627	638	745	754	518	187	200	535	306	334	6,303
早川	912	1,336	817	1,068	321	0	0	253	403	203	177	377	5,868
柿生	374	393	384	387	372	375	345	362	385	391	362	401	4,532
一般水力計	29,714	42,519	24,828	32,455	47,168	51,519	35,208	17,780	16,633	18,178	15,725	15,250	346,978

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

令和元年度

(1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	5,722	7,526	11,294	16,584	12,934	12,295	15,234	12,421	9,712	9,272	7,912	7,581	128,490
津久井	3,571	4,280	9,436	15,112	11,038	10,021	9,901	8,936	6,962	4,429	5,133	5,686	94,505
道志第1	18	408	2,564	6,116	4,549	3,918	963	0	0	0	0	428	18,963
道志第2	641	614	515	534	519	513	224	0	0	315	543	552	4,970
道志第3	61	171	401	560	466	382	73	0	0	0	0	51	2,166
道志第4	31	29	25	24	22	21	10	0	0	15	26	24	227
愛川第1	5,021	4,337	5,492	9,418	5,509	5,467	11,192	6,109	4,431	4,254	4,677	4,575	70,481
愛川第2	485	447	581	718	599	636	642	579	512	340	304	310	6,153
早川	297	419	891	1,401	970	924	691	1,138	522	481	590	766	9,089
柿生	391	404	391	400	393	377	345	66	167	390	372	393	4,090
一般水力計	16,238	18,634	31,589	50,868	36,999	34,552	39,277	29,249	22,306	19,496	19,557	20,365	339,133

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

令和2年度

(1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	12,918	9,287	9,768	21,237	14,521	13,494	15,274	8,737	6,641	5,929	5,317	6,517	129,640
津久井	13,610	9,659	7,914	18,483	12,398	12,310	12,606	7,118	3,644	3,562	3,955	3,738	108,997
道志第1	4,100	1,804	1,802	6,003	3,051	3,331	2,339	0	0	15	0	483	22,928
道志第2	442	537	600	603	494	448	409	500	595	534	458	582	6,201
道志第3	381	229	181	237	374	397	529	198	63	55	29	85	2,758
道志第4	19	24	3	27	22	21	18	21	28	26	21	31	261
愛川第1	12,533	9,272	5,322	13,984	4,841	6,555	94	0	0	0	0	0	52,601
愛川第2	611	736	586	756	593	590	9	0	0	0	0	0	3,880
早川	1,204	632	1,000	143	861	865	886	370	302	150	208	508	7,130
柿生	388	405	400	407	405	388	400	379	400	409	371	399	4,752
一般水力計	46,207	32,585	27,577	61,878	37,560	38,400	32,565	17,322	11,674	10,682	10,358	12,342	339,148

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

令和3年度

(1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	6,651	6,653	6,906	13,378	15,326	12,863	10,106	7,263	7,066	5,770	5,050	5,734	102,767
津久井	3,943	4,833	4,998	11,371	14,365	11,206	7,273	3,775	5,382	4,428	4,258	4,798	80,630
道志第1	377	978	1,418	2,777	1,586	3,081	1,347	0	0	0	0	0	11,563
道志第2	660	681	635	606	674	627	619	635	666	472	260	559	7,094
道志第3	110	125	72	444	388	330	345	100	138	49	31	64	2,196
道志第4	35	35	34	28	26	31	33	33	33	22	11	29	351
愛川第1	456	6,344	7,622	6,906	10,364	5,334	4,118	1,571	1,560	6,757	6,853	4,347	62,232
愛川第2	0	198	579	614	706	656	437	89	89	554	649	391	4,961
早川	424	920	728	1,394	1,371	963	347	247	346	126	102	228	7,196
柿生	398	410	379	390	394	391	401	387	339	341	6	25	3,862
一般水力計	13,054	21,178	23,371	37,906	45,201	35,483	25,025	14,101	15,619	18,520	17,220	16,175	282,853

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

令和4年度

(1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
相模	9,207	9,123	9,962	8,338	10,006	12,999	12,747	7,345	6,758	5,882	4,765	6,254	103,386
津久井	5,223	8,165	8,870	5,538	7,257	11,014	11,975	4,421	5,082	4,677	3,470	3,652	79,344
道志第1	64	1,505	2,681	1,717	2,088	2,283	2,961	0	0	0	7	628	13,934
道志第2	581	658	623	651	640	619	634	420	322	0	0	416	5,564
道志第3	318	263	392	168	81	162	489	71	74	34	44	99	2,195
道志第4	30	32	31	34	35	28	34	22	17	0	0	21	284
愛川第1	1,605	7,022	8,847	4,492	6,717	8,928	4,953	1,489	1,700	5,271	5,548	5,133	61,705
愛川第2	221	593	718	584	652	701	507	189	189	404	439	506	5,703
早川	383	659	488	278	840	1,301	780	300	391	247	117	386	6,170
柿生	298	329	326	412	396	394	404	369	395	413	366	406	4,508
一般水力計	17,929	28,349	32,938	22,214	28,712	38,429	35,483	14,626	14,928	16,928	14,755	17,500	282,791

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

城山発電所 所内電力量実績

契約電力	1,705 kW
------	----------

(1000kWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
平成25年度	192	200	195	199	193	199	208	201	198	198	178	182	2,343
平成26年度	156	191	194	193	183	191	189	181	183	181	167	184	2,193
平成27年度	196	194	191	190	188	197	204	203	188	215	204	219	2,389
平成28年度	211	210	210	209	217	207	213	203	219	214	184	214	2,511
平成29年度	209	223	215	212	226	170	176	153	189	177	163	185	2,298
平成30年度	170	177	173	163	175	172	138	190	200	195	175	201	2,129
令和元年度	177	196	195	211	207	194	180	168	206	208	190	199	2,331
令和2年度	191	191	190	211	215	203	192	172	179	189	168	188	2,289
令和3年度	166	171	192	199	214	201	211	190	184	199	171	182	2,280
令和4年度	182	194	189	211	225	205	194	190	201	207	166	192	2,356
												10年平均	2,312

※発電機ロス分を含む。

※発電中の発電所内消費電力量は含まれない。

※揚水運転中の発電所補機の消費電力は含まれない。

※各月の端数処理により、合計計算が合わない場合があります。

城山発電所 年間許容停電電力量

	許容停電電力量 (kWh)
1年間	54,750,000

城山発電所 追加停電電力量

	追加停電電力量 (kWh)
令和6年度	165,000,000
令和7年度	580,500,000
令和8年度	858,000,000

設備の更新及び修繕に伴う発電停止見込み

令和6年度

発電所	号機	時期	日数	内容
相模	2号機	第3・4四半期	120日間	2号主要変圧器更新
道志第3		第4四半期	13日間	牧野取水堰堆積土砂整理
早川		第3・4四半期	14日間	品ノ木取水堰土砂除去
城山	1・2号機	第3四半期	55日間	水面押下用空気圧縮機更新
	1・2号機	第3四半期	7日間	1・2号主要変圧器課電洗浄

令和7年度

発電所	号機	時期	日数	内容
相模	1・2号機	第3四半期	5日間	所内変圧器ほか更新
津久井	1・2号機	第4四半期	2日間	遠隔監視制御装置更新
道志第1		第3・4四半期	9日間	水路等土木設備点検
道志第2		第3・4四半期	9日間	水路等土木設備点検
道志第4		第3・4四半期	9日間	水路等土木設備点検
愛川第1		第3・4四半期	5日間	放水路・ドラフト点検
愛川第2		第3・4四半期	5日間	放水路・ドラフト点検
早川		第3・4四半期	14日間	品ノ木取水堰土砂除去
		第3・4四半期	150日間	水車発電機内部点検
城山	4台同時	第3四半期	2日間	遠隔監視制御装置更新
	2号機	第3・4四半期	150日間	2号主要変圧器更新
	4台同時	第3四半期	79日間	調圧水槽ゲート修理
	4台同時	第3四半期	7日間	母線保護盤ほか更新
	3号機	第3四半期	30日間	3号主要変圧器修理
	4号機	第3四半期	30日間	4号主要変圧器修理

令和8年度

発電所	号機	時期	日数	内容
道志第1		第3・4四半期	120日間	制御装置更新
		第3・4四半期	30日間	分水槽ゲート更新
道志第2		第3・4四半期	30日間	分水槽ゲート更新
道志第4		第3・4四半期	30日間	分水槽ゲート更新
早川		第3・4四半期	14日間	品ノ木取水堰土砂除去
城山	1号機	第1・2四半期	150日間	1号主要変圧器更新
	1号機	第3・4四半期	150日間	1号内部点検
	1号機	第3・4四半期	210日間	1号制御装置更新
	4台同時	第3・4四半期	60日間	共通部制御装置更新
	4台同時	第3四半期	79日間	調圧水槽ゲート修理

※別紙1の目標受給電力量は、これらの発電停止を考慮しています。

<参考資料>

城山発電所 工事による停止時期（予定）

令和6年度

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1号機			Ⓐ 	
2号機			Ⓐ 	
3号機				
4号機				

Ⓐ 水面押下用空気圧縮機更新[55日間]（内 1・2号主要変圧器課電洗浄[7日間]）

令和7年度

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1号機			Ⓑ 	
2号機			ⒷⒸ 	
3号機			ⒷⒹ 	
4号機			ⒷⒺ 	

Ⓑ 調圧水槽ゲート修理[79日間]

（内 遠隔監視制御装置更新[2日間]、母線保護盤ほか更新[7日間]）

Ⓒ 2号主要変圧器更新[150日間]

Ⓓ 3号主要変圧器修理[30日間]

Ⓔ 4号主要変圧器修理[30日間]

令和8年度

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1号機	Ⓕ 	ⒼⒼ 		
2号機			Ⓗ 	
3号機			Ⓗ 	
4号機			Ⓗ 	

Ⓕ 1号主要変圧器更新[150日間]

Ⓖ 1号制御装置更新[210日間]（内 1号内部点検[150日間]）

Ⓗ 調圧水槽ゲート修理[79日間]（内 共通部制御装置更新[60日間]）